



# 11月は「児童虐待防止推進月間」です

虐待かもと思ったら



※一部のIP電話からはつながりません。  
※通話料はかかりません。

お住まいの地域の児童相談所につながります。

ことや子どものしつけ方などで悩んでいる保護者は多くいます。ひとりで悩まず気軽に相談ください。



児童虐待に関する通報相談件数は、年々増加しており、子どもの命が奪われる重大な事件も後を絶ちません。国では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定めており、全国各地で、児童虐待防止のための広報啓発活動が行われています。

虐待の動機としては「子どもの存在の拒否(否定)」「しつけのつもりだった」などが挙げられ、内容は身体的虐待、育児放棄などがありますが、暴言を吐いて脅したり、子どもの前で配偶者や親族などに暴力を振るう「面前DV」などの心理的虐待も多くなっています。

自分の思うままに支配する、暴力や暴言など外からの圧力で即効性を求めるのが虐待。決して虐待をしましう親が特別なわけではありません。何かのきっかけで、誰もが加害者になってしまう可能性があります。そのため、虐待が子どもに対する最も重大な権利侵害であることを認識すること、地域の皆さまの見守りが必要になってきます。

児童虐待防止対策は虐待の発生予防、早期発見、早期対応が大切になります。虐待の確信はなくても疑いがあるときは通告をお願いします。たとえ虐待でなかったとしても通告者には責任はありません。手遅れになる前に迷わず、通告、相談をすることが大切です。

地域の皆さまのご協力をお願いします。また、虐待までは至らなくても、子育てに関することや子どものしつけ方などで悩んでいる保護者は多くいます。ひとりで悩まず気軽に相談ください。

## 児童相談所・福祉事務所の相談窓口

通告・相談窓口	連絡先	時間
福祉事務所 子育て支援係	☎72-1123 (内線505)	月～金： 午前8時半～午後10時
串間市役所	☎72-1111	月～金：午後10時～午前8時半 土日・祝日・年末年始：終日
家庭児童相談室	☎72-5783	月～金：午前9時～午後5時
都城児童相談所	☎0986-22-4294	月～金： 午前8時半～午後5時15分 ※児童虐待などの緊急時は常時受付

**ハッピースマイル**

またき ことね  
又木 琴音ちゃん  
(令和3年2月10日生)

またき ことね けいみ  
又木 康輔・恵美さんの次女(福島地区)

お姉ちゃんと遊ぶのが大好きで、一緒に積み木などをして遊んでいます。また、飼っている猫を追いかけたりして遊ぶのも好きです。最近つかまり立ちができるようになった琴音ちゃん。これからも元気いっぱい育ててね。

## 子育てINFO

### 『子育て中のお悩み相談室』

子育ての体罰や暴言、これは一見効果があるように見えますが、叩くことによって得られた子どもの姿は、叩かれた恐怖によって行動した姿。自分で考え行動した姿ではありません。

「愛のむち」と親が思っても、子どもにとって大人から叩かれることはとても怖いことです。ちょっと叩かれただけ、怒鳴られただけでも、心に大きなダメージを受けることもあります。

子どもだからといって、暴力や暴言が許されるわけではありません。それに体罰や暴言は「虐待」へとエスカレートする可能性もあります。まずは「叩かない、怒鳴らない」と心に決めること。イライラや疲れで親の心が爆発する前に、クールダウンするための自分なりの方法を見つけておきましょう。(例)深呼吸やいったん外に出て風にあたるなど。

### 『子ども予防接種』

#### ●麻しん風しんワクチン

- 第1期 生後12カ月から生後24カ月までの間にある子ども
- 第2期 5歳以上7歳未満の年長児にある子ども(無料接種期間は3月末までです。未接種の方はお早めに!)

#### ●子宮頸がん予防ワクチン

子宮頸がん予防ワクチンは定期予防接種です(無料)

●接種対象者：小学6年生から高校1年生の女子

接種希望の方は福祉事務所子育て支援係にてあらかじめ説明を受け、かかりつけ医にてご接種ください。



# 令和4年度教育・保育施設の入所申し込みを受け付けます

入所受付は、令和3年12月1日から開始します。

- 入所施設について  
本市では、保育所(園)と幼児連携型認定こども園への入所が可能です。
  - 入所できる条件について  
保育所(園)は、2号認定または3号認定を受けた児童が入所できます。  
幼児連携型認定こども園は、1号から3号までいずれかの認定を受けた児童が入所できます。  
認定については下記の【表1】と【表2】を確認してください。
  - 入所申し込みについて  
4月入所の受付期間  
令和3年12月1日(水)～  
令和3年12月28日(火)  
5月以降の入所申し込みの受付期間  
入所希望月の前月15日まで  
入所は毎月1日付となります。  
・受付場所  
福祉事務所こども政策係
  - 提出書類について  
申し込みに必要な書類は、認定区分で異なります。詳しくは下記の【表1】を確認してください。
  - ①教育・保育給付認定申請書
  - ②子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
  - ③就労証明書または保育利用事由証明書
  - ④保育料納付誓約書(保育所「園」を希望の方で3号認定の児童のみ)
  - ⑤副食費助成申請書(1・2号認定の児童のみ)
  - ⑥第3子以降保育料軽減申請書(3号認定の児童で該当者のみ)
- 書類は、福祉事務所こども政策係、各教育・保育施設にて配布します。また、市公式サイトからもダウンロードできます。
- 入所決定について  
1号認定の方については、認定こども園が園の内定をします。  
2・3号認定の方については、市が保育の必要性が高い児童から、希望状況や施設の定員などに応じて順次決定します。  
※在園児の手続きについては、在籍中の施設を通じて行う予定です。

【表1】

●認定は、児童の年齢や保護者の就労状況などにより大きく4つに区分されます。

認定区分	利用できる施設	対象となる児童	提出書類
1号認定(教育標準時間認定)	・認定こども園	満3歳以上の児童	①⑤
1号認定(教育標準時間認定) +新2号認定または新3号認定(預かり保育などを利用)		1号認定で「保育の必要な事由」に該当する場合	①②③⑤
2号認定(3歳以上保育認定)	・保育所(園) ・認定こども園	満3歳以上の児童で「保育の必要な事由」に該当する場合	①③⑤
3号認定(3歳未満保育認定)		3歳未満の児童で「保育の必要な事由」に該当する場合	①③④

【表2】

●新2号認定、新3号認定、2号認定および3号認定を受ける場合、保護者が次のいずれかに該当することが必要となります。

保育の必要な事由	保護者の状況	必要書類	添付書類
就労	月60時間以上の労働に常態的に従事している場合	就労証明書	-
妊娠・出産	母が出産前後(産前産後2カ月)である場合	保育利用事由証明書	母子手帳の写し
疾病・障がい	病気や心身に障がいがある場合		診断書(疾病の場合) 障害者手帳(障がいの場合)
介護など	親族(長期間入院などを行っている親族を含む)を常時介護または看護している場合		介護保険証
災害復旧	火災、風水害、地震などの災害により家屋に損壊を受け家庭で保育ができない場合		-
求職活動	求職活動を行う、もしくは継続的に行っている場合	-	在学証明書
就学	就学中の場合	-	-
育休取得中で保育利用中	育休休業取得中に、すでに保育を利用している児童がいて継続利用が必要である場合	就労証明書	-

問/福祉事務所こども政策係 ☎72-1123 (内線506・527)